

岡津第三町内会規約

第一条(名称・事務所)

本会は、岡津第三町内会と称し、事務所を町内会長宅に置く。

第二条(目的)

本会は、会員相互の親睦を図り、福祉を増進し、以て自治運営に寄与すると共に、岡津町の発展と繁栄を期するをもって目的とする。

第三条(会員の構成)

本会は、岡津第三町内会に居住する世帯主、又はこれに準ずる者をもって会員として構成する。

第四条(組織)

目的及び事業達成のため、西田、まほろば、川向地区をもって組織を構成し、運営の円滑を図る。

第五条(役員)

本会に次の役員を置く。

会長1名、副会長2名、会計2名、総務若干名、監査2名、事業部長7名、事業副部長若干名、事業部指導員等若干名、班長。

第六条(役員を選出、及び任期)

1. 会長、副会長、会計、総務、監査、事業部長は、選考委員により選出し、総会の承認を受ける。
選考委員は事業部長7名で構成する。部長出席不可の場合、副部長が代行する。
選考委員7名の中から委員長を選任。選考作業及び選考対象者との交渉を行う。
2. 役員任期は、2ヶ年とする。但し、再任を妨げない。
尚、班長の任期は1年とする。但し、再任を妨げない。
3. 補欠により就任した役員任期は、前任者の残任期間とする。
4. 子ども会の役員任期は1年とする。役としてリーダーとサブリーダーを置く。

第七条(顧問・相談役)

本会に顧問・相談役を置くことが出来る。顧問・相談役は、役員会の承認を得て会長が委嘱する。

第八条(役員職務)

1. 会長は、会を代表し、会務を統括する。
2. 副会長は、会長を補佐し、会長事故あるときは、その職務を代行する。
3. 会計は、会計事務を処理する。
4. 総務は、庶務的事務を処理する。
5. 監査は、会計を監査し、結果を総会に報告する。
6. 事業部正副部長は、第九条の各々の事務を分掌する。
7. 班長は、会議に参画し、会務の執行、及び会員との連携にあたる。

第九条(事業)

広報部： 広報に関する事。

防犯部： 防犯・防犯灯管理、防犯活動に関する事。

防災部： 防火・防災・災害救助、家庭防災員に関する事。

環境衛生部： 廃棄物関連及び資源回収に関する事。

福利厚生部： 募金・敬老、及び社会福祉全般に関する事。

交通部： 交通安全協会との連携、安全対策等に関する事。

交流支援部： 町内会及び地域における、人的交流の支援に関する事。

子ども会： 子どもの育成指導、PTAとの連携に関する事。

第十条(会 議)

1. 本会の会議は、総会、役員会とする。
2. 総会は、年一回定期総会を開催する。但し、総会の開催は班長以上の役員をもって代行することができる。
また、必要に応じて、臨時総会を開催することができる。
3. 役員会は、随時会長が招集する。

第十一条(会 計)

本会の会費は、会員の会費、寄付金、その他の収入をあてる。

1. 会費は、月額350円とする。
2. 必要に応じて、臨時会費を徴収することができる。
但し、役員会、及び総会の承認を得る。
3. 会計年度は、4月1日より翌年3月31日までとする。
4. 本会の会計に、特別会計を設ける。特別会計は、一般会計より補充、積み立てられ、以下の使用目的以外の用途には流用できない。但し、特別会計にて生ずる預金利息については、会長の判断により、一般会計に繰り入れることを認める。

(特別会計使用目的)

- (1)岡津町内会館運営費(新築、改善、修繕等費用)
- (3)その他総会の特別議決で承認されたもの。

第十二条(慶 弔)

1. 会員の死亡に対し、香料5,000円を贈る。
2. 役員の病氣、負傷等、一ヶ月以上入院治療、又はこれに準ずる場合、見舞金5,000円を贈る。
3. ここに定めなき事項のことについては、第八条1項、及び5項の役員をもって協議決定することができる。

第十三条(その他)

本会の規約に定めなき事項、及び規約の施行につき必要なことは、役員会の議決を経て、定めることができる。

【附 則】 本規約は、平成2年4月21日より施行する。

【改 約】 平成8年4月第五条(役員)事業部長の員数変更、第九条(事業)環境美化部の削除。

平成10年4月第十二条(慶弔)1.「花輪及び」を追記、3. 追項し2より「罹災等」を「事項」に変更。

平成16年4月第五条(役員)事業部長の員数変更、第九条(事業)壮年部を追記。

平成17年4月第九条(事業)事業部名「婦人部」から「女性部」に変更。

平成21年4月第四条(組織)地区名を「弁管」から「まほろば」に変更。

平成25年4月第十二条(慶弔)第0項の「花輪、及び」を削除。

平成26年4月第六条(役員)の選出、および任期)第4項を追記。

第九条(事業)「消防部」を「防災部」に、「青少年部」を「子ども会」に名称変更。

平成28年4月第六条(役員)の選出、および任期)第1項に、3行目、4行目(選考委員の構成)を追記。

第六条第2項2行目「班長の任期、各班により定める。を、任期1年、但し再任を妨げない」に変更。

平成30年4月第五条(役員) 本会に次の役員を置く、の2行目の末尾。事業部長10名を、9名に変更。

令和03年4月第九条(事業)事業部名「保健衛生部」から「環境衛生部」に変更。

令和04年4月第九条(事業)事業部名「体育部」「壮年部」を廃止する。

第五条(役員) 本会に次の役員を置く、の2行目の末尾。事業部長9名を、7名に変更。

第十一条(会計) 第4項に特別会計を追記

令和06年4月第九条(事業)事業部名「女性部」から「交流支援部」に変更。